

第4章 計画の推進

1 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか等の達成状況を「渋川地域自立支援協議会」等で点検、評価します。点検、評価の結果に基づいて所要の対策の実施に取り組んでいきます。

《渋川地域自立支援協議会の概要》

○目的

渋川地域(渋川市、榛東村、吉岡町)において、障害等のある人が自立した生活を営めるよう、地域の実情に応じた障害福祉施策の推進に関する協議を行うために設置します。

○所管事項

次の8項目について協議します。

1. 相談支援の中立性に関する検証を行う
2. 困難事例への対応に関する協議、調整を行う
3. 関係機関の情報の共有を行う
4. 関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行う
5. 地域の社会資源の開発、改善に関する協議を行う
6. 関係機関の職員等に対する研修を行う
7. 新たに取り組む必要のある地域の課題への対応を検討する
8. その他地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して必要な協議等を行う

○構成員

三市町村の職員、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、関係行政機関の職員に加え、必要に応じて、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、企業、障害当事者団体、高齢者介護等の関係機関、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等の参加を求めます。

○運営

毎月1回開く「定例会議」、個別の相談事例や困難事例等への対応について随時開催する「個別支援会議」などがあります。

また、第1期障害福祉計画の終了年度である平成20年度においては計画の見直しを行い、第2期障害福祉計画の策定を行います。

2 県及び障害保健福祉圏域との調整・協力

群馬県においては、平成9年4月に県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、障害者施策の広域的な推進を図っています。

本市は、吉岡町、榛東村とあわせた1市1町1村で、渋川地域障害保健福祉圏域を形成しています。今後も広域的な事業等の推進にあたっては、それぞれの市町村が調整・協力し合い、より効果的・効率的な事業の運営に努めます。